

令和7年（2025年）12月紀北町議会定例会会議録

第2号

招集年月日 令和7年12月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年12月16日（火）

出席議員

1番 西村友一

3番 宮地忍

5番 大西瑞香

7番 奥村仁

9番 太田哲生

11番 近澤チヅル

13番 家崎仁行

2番 脇昭博

4番 岡村哲雄

6番 原隆伸

8番 樋口泰生

10番 瀧本攻

12番 入江康仁

14番 平野隆久

遅刻議員

7番 奥村仁

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	松 島 功 城
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

9 番 太 田 哲 生	10 番 瀧 本 攻
-------------	------------

議事の顚末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、7番、奥村仁議員から家族の通院介助のため、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますのでご了承ください。

入江康仁議長

それでは、ご報告申し上げます。

本定例会において、8人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

本定例会の一般質問については、本日が4人、17日の本会議で4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思います。

なお、会議の終了時間であります午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9 番 太田哲生議員

10番 瀧本 攻議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る12月 1 日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書により、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について 1 項目ずつ質問することも可能であります。

町長等による反問については、会議規則第51条の 2 の規定により認めることとし、反問に対する答弁の時間は、議員の持ち時間に含めないことといたします。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、お礼の言葉を述べないよう十分注意をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力をお願い申し上げます。

それでは、8番、樋口泰生議員の発言を許可いたします。

8番、樋口泰生議員。

8番 樋口泰生議員

皆さん、おはようございます。

改めまして、尾上町長、時間がたちましたが、ご当選、おめでとうございます。

尾上町政5期目を迎え、最初の一般質問において、私が登壇させていただくという名誉をいただき、光栄に存じます。

引き続き町政の発展のために、より一層のご尽力を賜ると同時に、求めさせていただきたいと考えております。

そして、今からの質問において、町民の皆様の理解が深められ、希望に満ちた紀北町の未来を創造していただけるよう明解な答弁を期待いたします。

それでは、通告のとおり、議長の許可をいただき、令和7年12月議会定例会の一般質問を行います。

今回は、3項目について町長に答弁を求めます。

まず、1つ目は、紀北町県道長島港線拡幅工事についてでございます。

2つ目、紀北町保育園運営経営現況について。

3つ目、紀北町の森林環境の現状と運営・整備についてを質問いたします。

それではまず、1つ目の県道長島港線、これは紀北町紀伊長島地区の中の松本を通過しております県道でございます。その拡幅についてを質問いたします。

この件につきましては、令和2年12月より4回ほど同一の質問をさせていただき、直近では令和6年3月議会にも質問し、再三、再四ご質問申し上げ、進捗状況を伺ってまいりました。

まずは、通達させていただいておりますとおり、この道路の進捗状況及びタイムスケジュールについて詳細説明を求めます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

まず、樋口議員からお言葉もいただきながら、5期目をしっかりと務めてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、長島港線についてのことでございますが、以前ご質問いただいたものとあまり大きくは変わってはおりません。

県道長島港線につきましては、長島地区の中心を走る主要道路で、漁業関係の重要な産業道路であるとともに、長島地区の皆さんに必要な生活道路であると認識しております。しかし、その一部には、車1台しか通行できない狭隘区間があり、安全でスムーズな交通が確保されているとは言い難い道路となっております。

拡幅工事の進捗でございますが、令和4年度に全線の路線測量と詳細設計を実施し、令和6年度は、長島橋側290mの第2工区の用地測量を実施し、事業に係る土地の境界を確定いたしました。保健センター側360m区間である第1工区の用地測量につきましては、第2工区の事業が完了後、実施予定となっております。

令和7年度は、第2工区の建物調査を実施しておりますが、用地買収、建物補償、このことにつきましては、多額の予算が必要となることから、工事完成に至るまでは相当な時間を要するものと思われます。

紀北町といたしましては、事業に対する地元の方々の意見の反映や用地・補償契約の支援など、よりよい道路整備が実現できるよう、三重県や地元の方々と一緒になって取り組むとともに、三重県にしっかり予算の確保を要望してまいりたいと考えております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

それでは、再質問といいますか、詳細、もう少しだけ突っ込んでお聞きしたいと思います。

まずは、今ご案内いただきました地域住民及び県との協力体制の下というお話なんです、現時点で出ております県へ直接話をするのも難しいかと思しますので、地域住民さんのほうから町への、これが駄目だから遅いんだとか、いろいろな問題、課題、そういうものが突きつけられてきているか、いないか、その点に関して現状、いかがでしょうか。答弁お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課から答弁いたします。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在町民の方から紀北町に対して詳細な事業の説明、問題点等のご質問のほうはあまりない状況ではございます。

ただ、地区に対して、こちら側からこれまでの説明等の経緯のほうを少し説明させていただきたいと思います。

地区に対しては、令和3年12月に地元関係者、自治会関係者に尾鷲建設事務所から意向確認ということで、打合せを行っております。地元からいただいた意見として、住民の生活や地域産業を支える2車線要望をいただいております。令和4年12月にも県要望を行う前に、連合自治会長、長島地区の関係自治会長、外湾漁業協同組合役員、利用者の代表の方々などと、要望内容等に関して調整を行った後、県のほうに要望に伺いました。

それを踏まえて、また、令和5年2月に建設課によって、長島地区の代表区長等への事業開始に伴う説明会を実施、同年3月に建設事務所と紀北町建設課で現道の拡幅案などのルート選定について、地区の代表区長と協議をさせていただいております。これらを含めまして、令和5年9月に関係者に対し、測量業務の実施を通知、その測量結果を基に、令和5年12月に長島地区の代表区長への事業概要の説明を行いました。これらに基づいて、一応各地区の代表区長のほうからも事業へのご協力というのをお話しいただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

そういった経過でどんどん進んできているということで伺っておきたいと思います。

これは、県道ですので、県事業ではございますけれども、町の持ち出しなど関連するところの予算面での町の負担といたしますか、そういうのがあったのでしょうか、答弁願います。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

この県道事業に関する町の負担金等はございません。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

続きまして、説明を求めます。

以前に、前回説明を求めたときに、この県道だけではなくて、横に隣接してというか、並行してあります高潮堤防に対しての質問もしたことがありまして、答弁いただいたんですが、町長、ご存じですか。この部屋を出て、階段を上がってきた正面の絵、宮原鹿蔵画伯の絵なんですが、あの絵がまさに私が今質問しております堤防ですね。堤防高が西といいますか、漁協さんのほうからずっと来まして、松本のほうに近づくごとにぐっと下がってきて、堤防が低いんですね。ご存じない方は、外へ、また後で見ていただいて、段差といいますか、違いが分かることを見ていただきたいと思うんですが、それは単純に堤防が低いだけではなくて、いわゆる河口といいますか、河川のところの地盤がよくなくなっているもので、今県のほうでも検討いただいていると思いますが、その点に関して答弁を求めます。よろしくお願いします。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

まず、議員のご質問のあった堤防の関係と、河川堤防の関係、2つあると思うんですが、まず、堤防の安全性について、最初にお答えさせていただきます。

堤防のほうは、平成30年に策定した長寿命化修繕計画に基づいて維持管理を行うとともに、毎年巡視を行っていただいております。計画策定からおおむね5年を経過したことにより、令和5年度に定期点検を実施し、令和7年度12月、今月なんですけれども、長寿命化計画の更新を行っていただいております。

堤防の計画は、要監視段階、様子を見るという段階と、異状なしという結果を県のほうからいただいております。直ちに修繕等が必要なひび割れ等変状はない状況でございます。今後も適切な維持管理を行い、安全・安心の確保に努めていきたいということでございました。

もう一つ、河川と港湾の堤防の差についてご質問あったかと思うんですけれども、こちら

のほう、港湾側の堤防高と河川側の堤防高の差がそれぞれ受ける自然の力、外力というんですか、そちらのほう違って、求められる安全度も異なるためと伺っております。

まず、港湾側の堤防は、高潮や波浪など海から直接受ける強い外力を想定して高さが設定されておる一方、河川側の堤防は、洪水時に河川が上昇する水位や流量を想定しており、河川ごとの計画高水位に応じて必要な高さが求められておるということでございました。

このほか、河川の勾配や地形、流域の降雨特性、河口からの距離による潮位の影響の差といった要因によっても変化するものということでございまして、連続する堤防であっても、区間ごとに必要な高さが異なることがあると県のほうから説明を受けました。

以上でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

詳細説明、今までの中では一番詳しい説明をいただいたかと思しますので、それに関しまして、あの堤防ができたときと、現状としましては危惧されています南海トラフ、高潮とか大雨、洪水ではなくて、津波災害を予期している場合がありますので、次、改修することが実行に移されるときは、ぜひもう少し強固なものというか、高いものといえますか、検討いただきたい。それを検討課題としていただきたいと、ぜひ建設課のほうからも県とか国への要望を出していただきたいとそういうふうに思います。

この項目の質問の最後になりますが、12月21日から港市がございますね。それにおいて、夏でもきほく燈籠祭がありましたけれども、この道の交通量が大変多くなります。きほく燈籠祭は1日、2日の話でございましたが、年末きいながしま港市に関しましては、長期間にわたってこの道路を通行する、特に町外、県外の方々がいらっしゃることが想定されますので、これを念頭に置いて、早期実現に向けて町長のバックアップといいますか、尽力を、先ほど申し上げた、最初に申し上げたお話なんです、ぜひ尽力をいただきたい、そういうふうに思うわけですが、町の自主財源もないことですので、県をいかに町長が口説いていただいて、早期に実現していただく、そういうことに尽きるかなと思いますので、それにつきましては、町長ずっと念願であった相賀の橋、県の道とか、例えば汐ノ津呂の設備とか、ああいう熱意を持ってこの施設を早く造ってほしいと思いますが、熱量はそれと比べて何%ぐらいいただけるでしょうか。この項目の最後の質問でございます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

熱量は同じように、それ以上にある。なぜ、これ、長島港線のことをよく私要望してきたかといいますと、実は1期目の選挙に出たときに、いろいろとご意見をお伺いする機会がございました。その機会のときに、まず、長島地区のあの地区、一番先の話がこの道路を見てほしいというお話でした。この道路の拡幅、絶対頼みますということで、ここまで来まして、4期目に私、それまでも県に要望してきたんですが、何とか着手のほうに進んでいただいたということで、熱量は本当に一生懸命でございます。

そして、我々としては、早期完成、全体完成もそうなんですけれども、今、議員おっしゃったように、今の時点でもう交通に支障がありますので、町の土地もあの道路沿いにございます。そういったものもどんどん提供しますので、まず退避のできるような場所をできるところからやっていただきたいと。そういうことをやりながら、現状の交通を安全・安心に通れるようにしていただいて、最終的な形態に持って行ってほしいということで、県のほうには要望いたしております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

確かに伺いましたので、でも、1つ危惧しておりますのは、この話が始まった当初の知事は鈴木知事でして、今、知事が替わっておりますので、その点ちょっと心配かなと。それを乗り越えて、町長にお願いという言葉はいけないと思いますので、頑張ってください。

次に、2つ目に移りたいと思います。

紀北町保育園経営の紀北町の運営姿勢についてを伺いたいと思います。

この件に関しまして、出生数減少による影響で人口減少傾向に拍車がかかる現状認識について伺います。ちなみに、第3期子ども・子育て支援事業計画によると、県平均よりも下回っています。令和4年、町は1.42、県がそれに対して1.44ということで、その数年前は1.60とか、町がいわゆる県内、いわゆる全国ではもちろん、上のほうではないですけども、悪いほうではない数字だったのが、最近は県平均よりも下回っている。その見解をまずは町長に伺います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

国においては、異次元の少子化対策といたしまして、児童手当の拡充等、様々な施策を実施しておりまして、本町におきまして、副食費の無償化、保育料の軽減措置、子どもの医療費助成等の子育て施策を実施しているところでございますが、今、議員がご指摘のように、出生数につきましては減少傾向でございます。

出生率が低い主な理由といたしましては、未婚化、晩婚化、晩産化などが進んでいること、経済的な負担の大きさ、結婚や出産に対する価値観の多様化など要因が複合的にあると考えております。出生数について、増やすことは大変難しいことではありますが、我々としては、子供・子育てをしっかりと支援することによって、一人でも多くの方を、子供たちを産んでいただきたいと思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

この点に関してですが、まずは、そもそもの話を伺いたいんですが、保育行政なるものは、誰が行うものか、国か、県か、町か、実際には現時点では公営が何年か、十数年前に町営だったものがなくなっておりますので、現在は民間がやっております。これに対して、町長の見解を伺います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

保育を必要とする場合、市町村は保育をしっかりと行わなければならないというようなことを児童福祉法にも書いておりますので、その中で、我々の地域は、民間の保育所がその部分を担ってきていただいております。少子化の中でそういう皆様のご努力をもって、待機児童等もなく、今運営していただいておりますので、我々としては、そういった民間の保育所もサポートしながら、寄り添いながら、子供・子育てについて、共に努力してまいりたいと思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

令和7年3月、紀北町第3期子ども・子育て支援事業計画、これ、課長さん方、皆さんよ

くご存じだと思いますが、改めてこれをひもとくといえますか、熟読させていただきまして、質問させていただきたいと思います。

当然ながら、こういう計画を立てるときは、町民の方々からアンケート調査を経て作成されております。紀北町第3期子ども・子育て支援事業計画、この計画の25ページに（１）としまして、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについてというところがありまして、その中に、環境づくりの支援を充実する必要性というのがうたわれておりまして、この文面といえますか、この箇所、町長、ご覧になってみえますか。25ページに書いてあります。それをまずはお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

育てやすい環境をつくっていくというのが、我々行政の仕組みだと思っております。保育ニーズとか、うちは所得割合低いので、皆さんの。共働きとかそういったことが必要になってきます。そういったところで保育ニーズがございますので、そういったところで皆さんが入りやすい状況をつくっていく。それから、小学校も低学年の間は、共働きだと大変厳しい子育ての状況もございます。そういった中で、我々は放課後児童クラブ、こちらのほうに大変大きく今力を入れておりまして、よその市町に比べると、予算的な問題ではございますが、倍近いお金も入れながら、そういったニーズに応えているのが現状でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

おっしゃるとおり、予算をかけていただいております、児童に対して。今回私正確に言いましたというのは、保育園経営の紀北町の保育園に対する運営のことでお聞きしたいと思いますので、その点はまた次回といえますか、機会がありましたら質問させていただきたいと思います。

もう一度、この計画に戻りまして、29ページには、基本目標1に、子育てと仕事の両立を支援する環境づくり、その中で、（１）としまして、保育サービスの充実、これが項目がたくさんある中で一番目の中の一番目にこれが書かれておりまして、これには、30ページにもあるんですが、民間保育園に対する運営費補助の支援を図りますとか、この点に関して、町長は十分支援をしている、補助を出しているとお考えでしょうか。

なぜこの質問をするかと申し上げますと、私、手元にといいいますか、ここにありますが、ある保育園は、収支決算書が赤字になっておりまして、そういう意味からこの質問をまずはさせていただきたいのです。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何をもって赤字かというのが、私自身は収支決算も見ておりませんので、分かりません。担当のほうから答えられることがあれば答えさせますが、それぞれの運営の仕方、経営の仕方というのがございます。そういったことで、どういう部分で赤字が出ているかという分析については、私自身は分かっておりませんので、担当で分かることがあれば、答えさせます。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

各保育園の赤字の状況については、今、手元に資料がなくて、どちらの保育園と確定したわけではないので、言いにくいんですけども、町としての補助の内容ですけども、保育所運営費補助金として、利用定員掛ける9,000円の補助、あと保育所地域活動補助金として、1か所当たり25万円の補助、あと障害児保育事業費補助金として、障害児の方を受け入れていただける保育園に対しての補助などがございまして、基本的には、保育児童の1人当たりの運営費によって賄っていただいているものだと思います。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

ある保育園なので、全ての保育園が赤字だと、そういうふうには感じてはおりませんが、総じてといいいますか、総合的に思っているのは、町の予算措置がいわゆる頑張ってくださいよという意思表示というふうに捉えるわけなんですけど、今のは全体的な予算に対して、それも予算措置が個々に設備なのか、運営費なのかということも大きく分けて、そういう意味合いでの決算でございまして、もう少し突っ込んだといいいますか、個々の事例に関して答弁を求めたいと思います。

この中に、いわゆるこの計画書の中にも保育ニーズの多様化について語られておりまして、

延長保育、一時預かり、あと病児保育というのが31ページ、39ページに書かれておりまして、特に病児保育について、町長の認識はいかがですか。苦慮してみえる保育園さんがある、これは今の赤字保育園ではなくて、違う保育園のお話なんです、相当困っているというわけではないんですが、頭をひねらないと受入れが難しいかなというのも含めて、そういった現象に関して、町長、見解があれば、お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

病児、病後保育なども、紀北町内では行っておりません。それぞれの事情もございますし、保育士さんの数などもございます。そういった意味で、全て取り組めない部分もございますが、まず、その赤字の原因の部分は私分かりますけれども、今、人件費とかそういったものも上がってきておりますし、いろいろな運営費についてもいろいろ難しい部分も出てきているのではないかと考えられます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

恐らくという言い方も変なんです、これらの人員配置、人数の少ない保育園とそれなりに人数を持ってみえる保育園との違いもあるかと思いますが、あと、何歳児によって、1人の保育士さんが何人を見ないといけない、それに対して予算がついてくるわけですから、ゼロ歳児を持つと、1人の赤ん坊が泣いたときに、もう一人もまた連動して泣いたりとか、そういうのがいわゆる子育ての経験上考えられるんですけれども、それは違う年齢層を保育してみえる先生がお手伝いするというふうに、それなりの人数のある保育所では問題ないことかとは思いますが。

いずれにしても、そういうことへの対応をもう少しきめ細かに、福祉課さんを中心に保育園を回って聞いていただければと、そういうふうに感じております。

この病児保育に関しましては、受け入れていないとおっしゃいましたが、本当に受け入れていなかったんですか。それは決まりでということなんでしょうか、確認したいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

制度として行っていないということで、それぞれの保育園がそれぞれこういう状況の人ならとか、状況を見て受け入れていただいている、それはあろうかと思います。制度としての話をさせていただきましたので。課長、何か追加ありますか。

すみません、課長のほうから。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

病児保育とか病後児保育とか細かい定義がありまして、国の補助金を頂いているような制度のほう該当してくるのかなと私は認識してまして、国の補助金をもらっているような制度では運用している保育園はないと認識しております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

次の質問にしようと思ったんですけども、今、福祉課長のおっしゃった制度が、それは自治体のほうが制度を受け入れて、国・県からの予算措置も受けるのであれば可能というふうに判断すればいいんでしょうか、そういう理解なんでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

配置基準とか、そういう保育士の数などいろいろな基準があって、その制度に乗せることができないのではないかと私は思いますけれども、それでいいですか。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

町長のおっしゃったとおり、要件として看護師を配置するとか、専用のスペースを配置するというのが条件になってきますので、そういう条件をクリアして国の補助金を申請することになると思います。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

理解できました。

次に、保育園経営に関係する施設の老朽化について、町長の認識を伺いたと思います。

最近行った補助金もしくは施設対応は、6園あると聞いておりますが、ございますか。施設に対する補助ですね。老朽化に対する備えをお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

直近の例をお話しさせていただきます。令和6年度に上里保育園改築工事を行いました。

国の就学前教育・保育施設整備事業補助金を活用いたしまして、国庫補助が2分の1、町の補助が4分の1、それから、保育園の自己負担は4分の1という補助を行いました。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

全体的な建物を含めての補助は、今おっしゃっていただいたところなんですが、小さい部分のほかの5園、5つの保育園には全くなかったというふうでよろしいんですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長のほうから答弁いたさせます。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

直近の町からの建設費とか、改修費に対しての補助なんですけれども、令和5年度にひがし保育園さんに外壁塗装工事等を行うときに、補助金を出しておりまして、そのときは事業費が2,004万円、国補助が2分の1、町補助が4分の1で保育園負担が4分の1となっております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

一般的に保育園さんへの補助、そういったものを出し渋りをしていらっしやらないということが分かりましたので、よく分かりました。

次に、予算措置もあるんですが、最も大事なところでございまして、保育人材、これの定着と確保についてをお聞きしたいんですが、この仕組みに関して、これは何を言いたいかというと、保育園のほうで足りない人材ができたときに、人づてに誰か、昔保育士をやっていた方をお願いしたりとか、そういった問題といたしますか、人手が足りない今の流れではあるんですが、全国的な、その人材確保に対しての施策といたしますか、町の対応というのは、何か考えていらっしやいますか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町において、先ほどのお話にもありましたように、年々子供の数が減っております。そういう中で、保育士の数は何とか足りている状況だとお聞きしております。ただ、途中で入院したりとか、そういうときにやはり基準がございますので、じゃ、保育士足りないよねとなったときに、議員がおっしゃるように、直ちに就業していただける人がいないのも事実だと思います。ただ、県のほうでも、そういうマッチング事業等もございますので、そういった部分でやっていただいているのが現実でございますが、町として、そこで例えば登録制度にするとか、そういったものについては、今現在行っていないと思っております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

県のほうでマッチングしていただいているというので、少し光が見えた感じがするんですけども、これが小・中学校講師登録説明会というのが、来年の1月17日に教育委員会さん、教育長に関係するのかわかりませんが、紀北町と尾鷲市講師登録説明会というのがあるそうですね。ここにありますが、新聞が。こういったシステム、です、ので、県だと、例えば四日市から1人来てくださいとか、津から来てくださいとか、そういうわけにはいかないような気がします、そのマッチングの、いわゆるちょっと小さいもの、少なくとも、東紀州でこういう組織といたしますか、運営というか、仕組みというものはできないものでしょうか。町長が音頭を取って、そういうものをつくろうよと、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県のほうでそういうマッチングの仕組みがあるということなので、保育園のほうでは、恐らくそういった情報も、それから、友達とかそういったことで、恐らく町より情報はたくさん持っているのではないかなと思いますので、そういうつてをつたいながら、恐らく今そういった緊急の場合、お願いをしているというような状況じゃないかなと思っております。

ただ、年度当初の保育士さんは、先ほど申し上げたように、一応充足しておりますので、そういう緊急のときのしばらく手伝ってくださいなど、そういうものはそういったつてのほうが多いのではないかなと思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

現状そうだと思うんです。つてでやっていると思う。それができにくくなっているの
で、今、ご提案申し上げておりまして、いわゆる行政が最初に申しあげました子育ては誰がやるんでしょうかという質問に返ってくるんですけども、行政もてこ入れをして、そういったものにお手伝いをされたらいかがでしょうかというご提案でございます、今のは。

せっかく小学校、中学校関係で、こういう講師の仕組みというものをつくろうとしている
んですから、保育園の保育士さんもあってもしかるべきかなと、そういう質問でございました。

次に、国の示す I C T 化、これは、この計画の中にも項目として書いてありますので、国の求める I C T 化というのは、窓口が自治体でございますので、自治体の方も周知していらっしゃる、という判断の下にどういう I C T 化が保育園に求められているのか、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

I C T 化ということで、今要望等はあまり聞こえておりませんが、国が保育園の I C T 化
に対して保育に関する計画・記録、保護者との連絡、子供の登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済等、そういうものを国のほうは補助対象としているところでござい

ます。

町内の保育園では、保護者との連絡にメール等を活用しているところがありますが、補助金等の情報をしっかりと取って、そういうご相談があれば、我々としても一緒になって、そういう要望に対する補助金等対策をしていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

これに関しましても、設備費と同じように、国が半分、自治体が4分の1、自前が4分の1、そういう予算措置になるのでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

細かい話になりますので、担当のほうから答弁させていただきます。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

樋口議員おっしゃられたとおり、この事業に関しては、国2分の1、町4分の1、事業者4分の1となります。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

できれば、自前の部分を町が負担いただきたい、そういうふうに感じます。

次に移りたいと思います。

これまで保育園と保育士への支援、責務をただしてまいりましたが、民間保育園の運営には、潤沢な予算と潤沢な人材確保が必要不可欠ではないかと私は考えるわけでございます。

町長はその点に関して、どういうふうにお考えですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういった経営支援等については、国や県の施策も十分踏まえた上で、行っていかなければならないことだと考えております。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

その点に関しましては、ベクトルが同じところを向いているように感じております。

この項目の最後にお聞きしますが、行政からの子育てミッションの一番は、子育てしやすい環境を保護者に提供するという認識ですが、再度お聞きします。それも町長、同一でしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の、人口減少、少子高齢化の中で、よくお話しさせていただいております。人口減少については、なかなかあらがえない部分がございますが、少子の部分と高齢化の部分は、いろいろと行政努力も関わってくると思いますので、子育て支援については、できる範囲の中で精いっぱいそちらのほうに目を向けていきたいと思っております。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

先ほど最後と申し上げましたが、最後の最後に、一つ今心強いご意見とお話をいただきましたので、保育料についてですが、現状は無料化、来年度の施策は今年度と同じ保育料無料です。よろしいでしょうか。国からの補助があろうがなかろうが、それでよろしいでしょうか。町長のお約束をいただけるかなと。来年の話です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

3号は国の補助ということになっております。そういう中で、紀北町は3号の副食費を町で持たせていただいております。ただ、0～2歳につきましては、結構大きな予算が要りますので、今の現時点です、しないという発言は控えたいと思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

もう一点追加で、新年度予算は、町長査定ってもう終わっているんですか。これからですよ。答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これからでございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

それにぜひ候補に加えていただきたい。お願いではなくて、提案でございます。

次に移りたいと思います。

3つ目です。

紀北町の森林環境の現状と運営・整備についてであります。まず、この項目の1つ目に、Jークレジットについて伺いたいと思います。

予算化されて、来年早々には実施される、そういうふうには伺っておりますが、今年度の実施内容と、今後の取組、それから、これは住民の利益といいますか、血税と呼ぶのかどうか分かりませんが、町の予算措置に関係してくるかと思っておりますので、その胸算用をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、Jークレジット制度についてお答えをさせていただきます。

二酸化炭素の排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証し、売買を可能とする制度でございます。クレジットには決められたルールに基づき森林を適切に管理することで生まれる森林由来の二酸化炭素吸収量をクレジット化するものが認められています。これが森林Jークレジットと呼ばれているところでございます。

現在、町有林での森林Jークレジットの創出事業に取り組んでおりまして、令和6年度は公募型プロポーザル方式によりまして、本町と共同でこの事業に取り組んでいただける事業

者を決定いたしております。

現在の取組状況であります。森林経営活動での二酸化炭素排出削減と吸収を実施するプロジェクト計画書を作成し、審査機関での事前確認審査を本年10月に終了したところでございまして、令和8年3月の認証委員会での認定を目標といたしております。

クレジットの目標創出量は、8年間で6万6,000 t CO₂、年間では8,240 t CO₂を目標といたしております。

また、創出できたクレジットが毎年全て売却できた場合の収入ですが、年間で約4,700万円と期待をいたしているところでございます。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

この件に関しましては、大変私はうれしく存じております。一般質問で、以前にJークレジットの取組について、町長をたざしたところ、検討はしますがという感じで、検討だけして終わるのかなと思っていたところ、こういった形で具体的に町のいわゆる血税の代わりになるような取組をしていただくことは感謝したいなというところでございますが、同時に、環境問題に対しての取組もやっぺいらっしゃると思うんですね、CO₂削減の。それが紀北町全体のCO₂削減に、その部分のCO₂削減が市場に出して、それを売り買いするわけですから、紀北町のCO₂削減が減っていくわけですね。ということは、目標としておりますゼロカーボンシティ宣言、それとの整合性についてお考えだとは思いますが、問題ないのか、それに対して答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずは、私から答えさせていただきたいと思ひます。また、担当のほうから答えさせます。

ゼロカーボンシティをベースとして、そこから余剰というか、その部分のJークレジット化だと私は認識しております。

じゃ、担当のほうから。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

樋口議員のご質問にお答えします。

紀北町地球温暖化対策実行計画のほうでは、温室効果ガスを2013年度比で47%削減を目標としております。基準年度の2013年度で13万6,000 t CO₂から2030年度の目標では7万2,000 t CO₂という数値を目標にしておりますが、紀北町の森林吸収量の推計量といたしましては、5万7,000 t CO₂でございます。そこから民間のほうでJ-クレジットを既に取り引きしている数量が4,000 t、差引き5万3,000 tでございますが、紀北町のほうで2030年度の目標に対して吸収量を使用するトン数が8,000 tの予定でございます。それなので、差引き5万3,000 tからJ-クレジットの取引可能量の8,240 tを引いても4万4,000 t余りありますので、十分に対応可能だと認識しております。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

算数はよく分かりましたので、問題ないということで、安心しております。

次に、森林ですので、以前にもお聞きした点を伺いたいと思います。

林道野又越線の進捗についてでございます。これも長々とかかりますので、再度現状の進捗状況について伺います。お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

林道野又越線につきましては、本町と大台町を結ぶ基幹的な林道として、平成3年度より開設を進めているところでございます。

現在の進捗状況につきましては、総計画延長が15.503kmのうち、13.917kmが開設済みでございます、89%の進捗状況でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

これも町長の熱量を伺いたいなというところです。答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたように、基幹林道としての位置づけがございますので、これからの林業のためにもしっかりとつなげていただきたい。現状でも不通区間がございますが、大台町のほうはこちらからと行けるんですけれども、やはり道はつないでこそ、というお話あるように、我々としては一生懸命取り組んでいきたい、そのように思っております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

この早期実現はもちろんなんですけれども、行く過程で工事を当然やらないといけないので、大台側の業者さん、いわゆる土木業者さんと紀北町側の土木業者さんがあると思うんですね。県事業なんですけど、その中で、一つ力を貸していただきたいというのは、こちら側の工事をこちら側の業者さんが受けられるように、町長、尽力いただきたいなと感じておりますが、その点に関していかがですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今現時点では、こちらからの工事がなかなか難工事ということでございます。橋とかトンネルですか、そういったことで、向こう側からの工事となりますが、これは県の事業として、どこの部分を指定して入札等を行っていくか、向こうから行っても県事業でございますので、町がとか、大台町がとか、そういう話で入札はどうなんだろうかね。

担当から答弁いたさせます。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

樋口議員のご質問にお答えをいたします。

今後の工事につきましては、本町側が非常に急峻で、なかなか工事がしづらいということもありまして、開設工事、トンネル工事を含めて、大台側からした後、紀北町側に入って工事をされるというのを聞いております。担当としては、やはり紀北町側の工事につきましては、地元業者等も入れることで入札をしていただけたら、事業の進捗とか、いろいろな関係

者との交渉などもうまくいくのではないかなとは考えております。

以上です。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

尽力いただけるところはいただきたいというふうに思います。

次に移ります。

今、私ども議会の研修視察でも行ってまいりましたが、森林経営管理制度のこの運用について、今、始まったばかりと伺っておりますが、今後の取組の所見を伺いたいと思います。環境譲与税、それと、最近始まりました環境税、その関連性も含めて答弁いただければ幸いです。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

森林経営管理についてお答えをさせていただきます。

多くの今の林業は課題に直面しているところでございます。手入れ不足の森林が増えている状況でございまして、その一方で、森林は環境面を考えても、森林を整備をしていくことは重要でございます。

このような中、平成31年度におきまして、森林経営管理という制度がスタートしているところでございます。この制度によりまして、森林所有者の意向の確認や、森林の境界確定、面積を測量したりした上で、令和5年度より私有林の間伐を実施しているところでございます。

この事業の実施の財源としては、先ほど議員がおっしゃったように、森林環境譲与税を活用しているところでございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8 番 樋口泰生議員

まだ始まったばかりということで、経営管理制度に関しまして、ぜひ私ども議会といたしましても、研修視察に行ったところは、3年ほどでほぼ終わらせたと伺っておりますので、これ、このままいくと10年以上かかりそうにも、うちの行政サイドは答えていただい

すので、もっと少し早期に実行いただきたいなと思います。

もう一つ、今の環境譲与税、特に環境譲与税はもらうほうでいいんですが、行政として。町民の皆さんの血税といいますか、それが環境税ですので、紀北町民が環境税、どれだけ払っていて、国を通じて環境譲与税、どれだけでもらっている、その点に対して説明いただけませんか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

森林環境譲与額につきましては、令和6年度、これは納税している分なんです、531万円納税していただきまして、令和6年度は譲与税を頂いたのは8,349万6,000円でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

紀北町にとってはありがたい法令といいますか、税金と感じております。

ぜひ、すべからく町民の皆さんから環境税はもらっていますので、それを有意義に使用いただきたい、そう感じております。早期実現も含めて、やっていただけることを提案申し上げます。

次に、今までありました太い幹線の道路とか、そういうものに関してなんですが、保全活動について、細かいところ、台風とか災害で結構崩れていたりしているんですが、林業家の方がちょっと難しいなというところもありますので、その点に関して現状はいかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

林道については、この森林環境譲与税を使いまして、相当いろいろと手は打っております。この町の林道はもちろん町が直すんですが、民間林道もございまして、それらに対する補助も大変手厚くさせていただいております。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

手厚く、ぜひその辺の管理がこの予算といいますか、この税金でございますので、使いやすいうようにぜひしていただきたいと思います。

なぜそれをお聞きしたかという、いわゆる山林所有者の方々が、先ほどの経営管理制度の関連がありますので、これの深掘りはまた次回といいますか、次の機会にさせていただきたいと思います。ぜひ森を有意義に使っていただきたい。

最後になりますが、林業の将来像について、これ、新聞紙上、紀勢新聞の令和7年8月20日にも、東紀州は林業が伸びているという報道がなされております。産業振興、具体的には、尾鷲市の製材工場プロジェクト等あるかと思いますが、町長の見解を伺いたいと思います。林業の将来について語っていただければありがたいです。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

林業は、育つにも期間がかかります。大変難しい業種だと考えております。そういう中でも、国がその必要性を感じて森林環境税を取って、森林環境譲与税ということで、うちは8,000万円以上のお金を頂いております。そして、境界確定とか、意向確認、それから間伐、これのできる山とできない山があるんですね。民間の運営団体に任せられるものと、任せられない、町がやらないといけない、その部分がございますので、そういったものもしっかりとやりながら、町としても出せる木は出していこうじゃないかと。森林の循環って必要ですよという話の中で、こういった譲与税も使いながらやっていかなければいけないんですが、直ちに改善するとか、そういった状況はなかなかこの林業においては難しい話ではないかと思っております。これはもうこの地域だけじゃなしに、国全体、外材も含めて、経済バランスがございますので、その辺は難しいことですが、難しいとは言っていないので、この譲与税なども使いながら、積極的に今、林道の整備なども併せてやっているところでございます。

入江康仁議長

樋口議員。

時間のほうもお願いします。

8番 樋口泰生議員

新聞にも書かれておりますので、この東紀州地域の第一次産業の中で少しは光が見える産業かなと感じて質問させていただいております。

いろいろと申し上げてまいりましたが、質問の結びに、町長の任期中にぜひこの3項目を達成いただき、見える形で確実な道筋をつけていただきたい。流行語大賞のごとく、働いて、働いて、働いて、働いて、そして、全身全霊で町民に尽くしていただきたいと思います。

終わります。

答弁はいただければ結構です。どちらでも結構です。お願いします。

入江康仁議長

どうですか、町長、答弁は。

尾上町長。

尾上壽一町長

自分自身は、精いっぱい一生懸命させていただいておると感じておりますが、人からの見た目は、いろいろな見方がございます。でも、議員おっしゃるように、私自身は、本当に土・日も休みなしにほぼ役場にも出てきておりますので、イベント、式典、出ております。そういった意味では、結構一生懸命働いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

以上で終わります。

入江康仁議長

これで、樋口泰生議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、10時55分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 39分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

入江康仁議長

次に、2番、脇昭博議員の発言を許します。

2番、脇昭博議員。

2番 脇昭博議員

2番、脇昭博、議長の許可を得ましたので、通告のとおり質問いたします。

まず、質問1の老人ホーム赤羽寮改築についての公共サービス施設としての必要性について質問します。

現在紀北町では、養護老人ホームと特別養護老人ホームを紀北町が設置及び運営までを行っています。養護老人ホームについては、自治体、市町が設置すると老人福祉法で定義されています。三重県内での養護老人ホームの設置状況を調べてみますと、15市町で設置され、20施設あります。

しかし、約半分の市町では現在も設置されていません。養護老人ホームの入居基準については、自立生活可能から要支援2までの生活環境の理由や経済的な理由により、自宅での生活が難しい65歳以上の高齢者を養護する施設となっています。

また、入所についても、自治体の審査と措置により決定することになっています。現在赤羽寮の養護に入居されている方は、定員50名に対して17名と聞いており、紀北町の入居率は35%と低く、また、県内ほかの養護施設の入居率についても低く、全国平均でも8割程度になっていると思われます。

生活困窮者の受け皿としての施設も、介護保険制度が始まった2000年以降は役割が変化してきました。先日の町政経営の基本方針で、養護老人ホーム赤羽寮の改築について検討を重ね、事業を進めていくと話されましたが、養護老人ホームが公共サービス施設として紀北町に必要不可欠な施設なのかをお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、赤羽老人ホーム改築についてのお答えをさせていただきます。

まず、今、紀北町に必要不可欠な施設なのかということが最終的なお尋ねでございますが、

先ほど議員がおっしゃっていただいたように、養護老人ホームについては、老人福祉法で市町が設置するということで決められておりまして、この措置制度ということで、自治体の審査と措置により決定するとなっております。ということから考えますと、自宅での生活が難しい人たちが今も入所していただいているところでございます。

生活困窮者の受け皿として、議員が今おっしゃっていただいているように、いろいろな形の施設ができておりますので、その変化は十分私自身も承知しているところでございます。

先ほどから申し上げますが、高齢者にとってのセーフティネットとしての役割がございまして、これは、まさに行政が責任を持って、最期まで紀北町で過ごすことができることを担保できる貴重な存在であると認識をいたしているところでございます。

入江康仁議長

協議員。

2 番 協昭博議員

次に、改築する場合の方針、方向性についてお聞きします。

現在の養護老人ホームを改築する際の国の補助は、定員1人当たり330万円ほどですが、最低基準の20人定員の施設を想定すると、最低でも500㎡程度の面積になります。現在の建築費から考えると、用地費を除いても2億5,000万円以上が必要となり、補助金を除いた町の負担は1億8,000万円以上になります。一方、現在の基準に合わせる改修工事の場合でも3,300万円ほどの補助金が期待できます。

現在の役場庁舎も12年前に大規模改修工事を行い、現在も支障なく使用しています。赤羽寮は、昭和46年建設ですが、役場庁舎同様に、大規模に改修すれば、まだまだ使用可能です。庁舎の改修工事費は、1㎡当たり約15万円でした。物価高騰を考慮し、改修工事費を1.6倍の25万円としても500㎡の工事費は1億2,000万円ほどとなり、町の負担は8,700万円で済みます。改築だけではなく、大規模改修も視野に入れた検討も行うべきと考えますが、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員のほうから、改修等も視野に入れてくださいということでございます。この改築に向けましては、高齢者数の動向、ニーズ、既存の他施設とのバランスのほか、改築の候補地や財源など、今おっしゃっていただいたように、大規模改修についてもそういったこと全

てをひっくるめて、言葉は悪いんですけども、ゼロベースという感じで、とらわれることなく、検討していきたいと思っております。

入江康仁議長

協議員。

2 番 協昭博議員

紀北町内の高齢者用施設の現況は、老人ホーム赤羽寮を除くと、16施設で、定員537名、建設中の施設もあり、来年度は17施設で定員609名となります。尾鷲市では、18施設、定員506名となっています。高齢者用施設の施設形態もサービス付き高齢者住宅から、特別養護老人ホーム、みとりまで可能な介護医療院まであります。また、入居についても自立から要支援、要介護度により入居できる施設の種類の種類が決められています。

そこで、尾鷲市と紀北町の高齢者施設の特徴を見てみますと、自立から要支援2までのサ高住とケアハウスの施設定員が尾鷲市の205名定員に対して、紀北町は95名と、圧倒的に少なくなっています。このことから、紀北町に必要とされているのは、年金や比較的安い費用で入居ができる軽費老人ホームです。民業を圧迫しない程度の公共施設としての整備が必要ではないかと考えます。

現在、紀北町には、耐震性を踏まえ、利用可能なのに廃校となり、利用されていない学校が幾つかの地域にあります。また、これからも増えていきます。学校施設は、高齢者施設には適した配置や間取りとなっており、容易に改修ができます。地域密着型の軽費老人ホームとして安価に改修ができます。住み慣れた地区から離れずに、老後を安心して過ごせます。軽費老人ホームの必要性について、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも議員ご指摘のように、今いろいろな施設がございます。例えばサ高住（サービス付き高齢者住宅）とか、認知症のグループホーム、先ほど申しいただきましたケアハウス、軽費老人ホーム等も含めていろいろな形態がございまして、それぞれの施設が民間で運営されているところでございます。

そういった中で、我々としては、養護の改築について、今、いろいろなところでお話をさせていただいておりますし、取り組んでおります。

ここで大きな要因となるのは、人口減少の問題でございます。高齢者が減少していく中で、

要介護認定者数というのがございまして、その数字が令和7年度から減少に転じます。そして、令和10年頃には、その要介護3から5の人たちのベッド数等、そういったものがバランスが取れてくるような形になっています。今でも実質的な待機者は少なくなってきました。そういう関係がございまして、今おっしゃっていただいたような中で、養護は大変措置制度の中でされるようなもの、そして、介護保険の中で制度として扱われているところ、それから、そこから少し出た部分のところ、介護制度には至らないけれども、一人で暮らしにくい人、そういう方が軽費のケアハウスのところに入られている方がいらっしゃいます。

そういったことから考えますと、全てのそういった施設も含めて考えて、養護だけなのか、そして、養護と併設するのか、また、特定施設という在り方もございまして、そういったものも含めて、この養護の建て替えの中では考えていきたいなと思っております。

そして、今おっしゃっていただいたように、学校施設等は大変改造しやすいというか、ここもそうなんです、どのようにでもいじれる広い空間がございまして。柱もそれなりに建てておりますので、これらも含めて、何らそれを排除するのではなく、あらゆる角度から、先ほど申し上げましたが、検討をしていきたいと思っております。この中で、少しずれるんですが、時間的なものがございまして。こういった中では、施設を造っていくためには、いろいろな制限がございまして。福祉計画を立てたり、県の補助制度を調べたり、そういったものがございまして、補助があるもの、ないものがございます。そういったことからして、県の整備方針に入っていないと、制度があっても補助が出ないとか、紀北町も高齢者の福祉保健計画がございまして、そこに合致して組み入れないといけないという、乗り越えなければいけない課題がたくさんありますので、それらを行っていく上で、今議員がご指摘のような、あらゆる面を排除することなく、そこをテーブルに乗せて検討していきたいと、そのように考えております。

入江康仁議長

協議員。

2番 協昭博議員

それでは、次の小中学校のプール施設と授業についての質問に移ります。

プールの授業内容についてと、児童、生徒数の減少に対応した利用方法をまとめてお聞きします。

小学校7校の授業について頂いた資料によりますと、ほとんどの学校が年に9回程度の授業を1年生から6年生まで目標を立て、授業をされています。1年生では、ほとんどの学校

で水遊びを楽しんだり、顔を水につけて伏せ浮きをする程度の指導内容となっています。2年生になると、学校によっては、10m程度泳げる指導が見られますが、まだ、1年生と同じ程度の指導の学校も見られます。3年生になると、ようやく全ての学校で数mから15m程度泳ぐ指導となります。

調べてみますと、学校における水泳授業の始まりは、1955年にあった2件の児童生徒の水難事故により、文科省が学校へのプールの設置、水泳授業を取り入れたとあります。私は、1956年生まれですが、12歳のときに水泳の授業を地元の海で受けた記憶があります。その後、水泳授業のために町内の各学校にプールが建設されています。一番古いプールは、昭和38年で、62年たっています。ほとんどが昭和40年代に建設され、50年以上も経過しています。

プールの維持管理には、結構な金額と清掃などの労力が必要となります。老朽化すれば、表面はザラザラになります。素足で歩けば、足裏を擦りむくことも起こるでしょう。そこで、お聞きします。現在、紀北町の全小学校でプールの維持管理にかかっている金額をお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

学校プールのことでございますので、授業等も含めて、教育長から答弁させていただきます。

入江康仁議長

松島教育長。

松島功城教育長

協議員からの質問にお答えさせていただきたいと思います。

水泳運動は、生命の安全に直結する活動であります。そういった点から、水の事故から命を守るという指導は、極めて重要であると思います。

文部科学省の学習指導要領の趣旨に基づきまして、各学校におきましては、水泳の事故防止に関する心得については、必ず指導するということとし、全学校で安全指導を徹底しておるところでございます。

本町の小中学校のプール施設は、ほとんどの小学校では、低学年用と高学年用の2施設、中学校におきましては1施設が整備されております。ただし、赤羽小中学校におきましては、併設されておりますので、共同で施設を使用しているというふうなことでございます。

そういった中で、まず、水泳の授業内容については、先ほど協議員がおっしゃられました

ように、発達段階に応じてそれぞれの学年で指導目標を持って対応しております。低学年では、先ほど言っていましたように、やはり水遊び、水に慣れる、親しむ、顔つけするとか、伏せ浮きするとか、そういうふうなことを目標としております。そして、中学年になったら、浮いて進む、そういったこと、そして、高学年になって、クロールであるとか、平泳ぎであるとか、そういった泳ぎ方の基本を指導しているということでございます。

そのような指導をしていく上で、先ほどこちらもおっしゃっていただきました学校施設の老朽化というところが問題となってきております。そういった中で、老朽化しているプールの中でそういった指導内容の水泳指導の質を保っていくことが必要ということになります。

今現在、老朽化が進む施設の中で安全性を維持するためのコストも含めまして、維持管理に係る費用としましては、令和6年度実績でございますが、全ての小学校の合計を見てみますと、水道料金、修繕工事、そのほか維持管理に係る費用全て含めまして、472万8,116円ということになっております。

ちなみに中学校におきましても、令和6年度実績でございますが、合計しますと314万7,966円となっております。

こういった経費をかけて今現在プール指導のほうを各学校において行っておるところでございます。

以上です。

入江康仁議長

協議員。

2番 協昭博議員

昨年いなべ市に温水プールが完成しました。11校ある小学校のプールを統合し、水泳の授業を温水プールで行うと完成パンフレットに書かれています。そこには、「小学校の水泳授業は、夏場の気温上昇で屋外プールが使用できないことがあり、授業を安定して行うことが難しくなっていました。そこで、市内全11校の小学校が令和6年から9年度にかけて段階的に利用を開始する予定です。水泳の授業では、インストラクターが指導を担うことで、子供たちの泳げる自信を育んでいきます」と書かれています。

いなべ市の児童数は2,000人以上ですが、紀北町は来年7校で360人ほどです。町所有の温水プールもあります。屋外のプール授業はほとんどの学校で6月から7月にかけて行われていますが、屋内の温水プールなら年間を通じ分散して授業が可能でし、熱中症の心配もありません。ぜひ紀北町でも取り入れるべき事例と考えますが、町長の考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いなべ市のほうの温水プールというのは、議員から少しそのいなべ市のこともお聞きしたので、ホームページ等でも調べさせていただきました。この設置目的は、子供たちの水泳授業を行っていくという話でございます。うちの健康センターをつくったときの使用目的が健康増進、町民の皆さんの、そういうことでスタートいたしております。そういうことからすると、水深とか子供用プールとか造っていないですし、水深も少し深くなっております。そういったものもありますが、このいなべ市の活用の仕方、健康センターが平成29年だったと思います。もう6、7年、10年近くになってきましたので、その活用方法については、今までの議員のご質問も踏まえて、今、過去の質問ですけれども、それも検討させていただいておりますので、今後学校プールで使えるうちは、できれば学校プールを使っていたきたいと思いますが、その後、どういう形で学校プールが使えなくなったら、こういう使い方もありではないかなと思います。

ただ、うちは、長島地区と海山地区と高速でも20分以上離れておりますので、できれば学校での施設を生かしながら、行けるところまで行って、その後授業についての活用についても考えていきたいと思っておりますので、紀北町としては、それを念頭に置きながら、今後の授業についても考えていきたいと思っております。

入江康仁議長

協議員。

2番 協昭博議員

いなべ市の温水プールについてももう少し話しますが、利用案内に「小学校3年生以下の児童・幼児は、必ず保護者が付き添ってください」とあります。また、「市内唯一の屋内温水プール施設として、子供たちの泳力向上と皆様の健康増進を応援します。決して小学生だけのプールではございません」ともあります。

我が町の健康センターと随分違います。そもそも小学生はなぜ紀北健康センターのプールが利用できないのか教えていただきたい。トレーニングジムがあるからなどと、見当違いの回答ではなく、子供たちの泳げる自信を育むためにも納得できるお答えをお願いします。

私の孫に現在小学2年生がおります。まだ泳げません。私は、水泳競技の経験はありませんが、泳げます。スキューバダイビングの経験もあります。泳ぎを教えたくても教えられま

せん。まるで指定管理者のスイミングスクールに入らなければ、小学生は使えませんかと紀北町の設置要綱に書かれているように思えます。

以前の質問でも言わせてもらいましたが、小学生が一般利用できないプール、また、日曜・祭日、夏季休館ありは日本全国で紀北健康センターだけだと思います。特別なことをしてほしいとは言っていない。料金を徴収し、また、町民の税金を投入するなら、町民のために普通に当たり前の施設運営をしてほしいと思います。小学生のプール利用と休館日についてお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

健康センターのプール利用について、以前からもご質問いただいております。そういった中で、小学生の利用については、我々としても、健康センターということで、健康増進のことを考えて、まず造らせていただいたので、水深が1.2mと大変深いものになっております。そういったことからすると、管理上のことからして、子供たちがレジャープールとしての使い方等についてはあまり適切ではないかと今でも思っております。

ただ、議員がご指摘のように、子供たちが泳げるためには、このいなべ市のプールもホームページを見せていただきますと、水泳教室などございますので、そちらのほうを利用させていただきたいと思っております。

我々としては、健康増進のためのプールとレジャープールの活用については、すみ分けをしていきたいなと思っております。

また、土・日・祝日の話ですが、これについては、利用について、健康センターの指定管理者とも今話合いを進めているところでございます。

入江康仁議長

協議員。

2番 協昭博議員

今、小学生の利用についてご回答ありましたけれども、お聞きします。

健康センターにある水深を浅くする器具ありますね、あれはどちらの所有ですか、お答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。存じておりません。

入江康仁議長

協議員。

2 番 協昭博議員

もし町所有であれば、それを利用すれば、小学生も安全に泳ぐ練習ができると考えます。
指定管理者の所有であれば、それは、町がまた用意すべきものだと考えます。

次ですけれども、一般質問さえ適当に答えて終われば、何にも考えなくていい、そんなふうに見えます。何も変えられない、何も変わらない、そんなふうに見られています。
ぜひ、いなべ市の町民プールになることを期待して、今回の一般質問を終わります。

入江康仁議長

これで、協昭博議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、11時35分まで暫時休憩といたします。

(午前 11時 25分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 35分)

入江康仁議長

次に、9 番、太田哲生議員の発言を許します。

9 番 太田哲生議員

9 番、太田哲生、議長の許可を得て、紀北町の空き家対策について一般質問をさせていただきます。

現在、全国的に空き家は過去最大となっているようであります。買い手がつかない、解体費が高い、また、相続しても維持管理費がかかります。また、相続しようとしても、権利者が桁違いに多くなっております。今では、土地などの不動産は負ける動産という字を書く場合があります。いわゆる放置している財産であります。放置している家屋は、災害が起きた場合、復興を遅らせる原因となっております。

紀北町におきましても人口減少と超高齢社会になっております。空き家、農地の耕作放棄地、山林の放置林はどんどん増加しております。これからの紀北町の町政におきましては、特に空き家対策が重要となってきます。人口減少と超高齢社会は残念ながら止めようがないと思います。私たちは、超高齢社会を前提として、地域社会を築いていかなければならないと思います。このような状況において、空き家、農地の耕作放棄地、山林放置林の対策は紀北町の町政におきまして非常に重要なことであります。

特に空き家は、地震、津波、火災が起きたとき、被害を大きくする可能性があります。被害をできるだけ少なくするため、空き家を可能な限り撤去し、少なくすることが必要であります。

火災が起きたときを考えてください。空き家が火災の被害を広げる原因となり、手入れの行き届かない空き家は、庭の草木も含めて火が移りやすく拡散いたします。建物の傷みは、飛び火で延焼しやすくなっております。空き家が多い木造住宅の密集地はひとたび出火すれば、被害が一気に拡大するおそれがあります。行政による抜本的対策は必要なことであります。

そこで、町行政としての課題であります。提案いたしますのは、空き家の解体補助金の創設であります。まず、空き家解体補助金交付規則を制定し、補助金の交付基準を明確にし、補助金を創設して交付することです。

また、この家屋解体補助金給付を時限立法とし、5年ぐらいで区切るほうがよいと思われます。

ここで問題になるのは、財源であります。財源といたしまして、土地開発基金の活用であります。土地開発基金は約2億円ありまして、塩漬けとなっております。合併以後あまり使用していないと思っております。これからも使用することが少ないと思います。

全国的に見ますと、土地開発基金条例を廃止する自治体があります。この条例は、経済の高度成長時代に制定されたものと思っております。紀北町におきましても、紀北町土地開発基金条例を廃止いたしまして、土地開発基金を一般会計の財政調整基金に繰り入れるのがよ

いと考えております。

次に、土地などの寄附についてであります。住民の方からの土地などの寄附は、昔から行政としてあまり受け付けておりません。これからは寄附を受け付けるべきであります。寄附を受ける基準を検討し、明確に定め、寄附を受け付ける必要があります。時代が変わっております。私の役場行政の経験から言いますと、寄附を受けてもあまり問題が起きたことが少ないです。受けなかった場合のほうが将来に問題を起こすことが多いです。

全国的に放置された財産は増加しております。積極的に取り組んでいる市町村もあります。地方において人口減少はさらに進みまして、社会がどんどん変化していくと思っております。これからの空き家対策について、町長の考えを聞きます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

空き家対策ということでご質問をいただきました。

まず、空き家対策の今の現状をお話しさせていただきたいと思います。

少子高齢化や過疎化が進む中で、十分な管理がされていないままの空き家等が増え続けております。防犯、防災上のほか、景観、環境面におきましても空き家等の問題は議員がおっしゃるよう深刻化しているところでございます。基本的に空き家の問題は、所有者等の責任において対応していただくことを所有者等に理解していただき、空き家対策を進めているところでございます。

本町の取組といたしましては、広報紙や行政放送、固定資産税納税通知書にチラシを入れるなど、空き家等の適正管理についてお願いをしているところでございます。

また、空き家の管理不足による隣接の住民の方からの相談の受付や、所有者への適正管理などを呼びかけているところでございます。

空き家等対策計画における取組では、空き家等発生の未然防止及び利活用と除却の促進につきましては、所有者等に対しまして、これまで広報紙や行政放送などにより、空き家等の発生抑制と適正管理を促しているところでございます。管理不全空き家等の解消につきましては、所有者等に対しまして通知等を行い、適正な管理や管理不全の状態の空き家等の除却を促しているところでございます。

本町では現在のところ、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅で耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと診断された住宅を対象とした木造住宅解体工事の補助を受けることがで

きます。補助制度につきましては、限度額の上限を40万円に増額し、募集件数も20件に増やしているところでございます。

議員おっしゃる空き家等の除却制度につきましては、国の支援といたしまして、空き家対策総合支援事業がございます。この支援事業を活用するためには、空家等対策計画の策定と空き家対策総合実施計画の策定が必要となっておりまして、上記要件を満たした場合の補助対象施設といたしましては、空家住宅等、特定空家等・不良住宅であり、対象施設が空家住宅等の場合、公共・公益施設用地等の地域活性化のための計画に跡地利用されるものという要件がございます。特定空家等・不良住宅の場合は、跡地利用の要件はございません。

国庫補助を受けるためには、このような要件を満たす必要があるため、町の補助制度の創設の検討と同時に実施計画を立てるなどの検討も必要となっております。

今年度当初予算でお認めいただきました空家等対策支援事業におきまして、空き家実態調査を行っておりまして、その結果を基に今後の空き家対策を進めていかなければならないと考えております。

当町におきましても近隣市町の状況を踏まえながら、空き家等の補助制度の創設に向けて前向きに検討していきたい、そのように考えているところでございます。

次に、土地開発基金につきましてお答えをさせていただきます。

紀北町土地開発基金の活用につきましては、合併後の平成18年度に松本公園用地の購入に活用した以外は活用しておりません。現在基金残高は約2億円でございます。紀北町土地開発基金条例の設置目的は、「公用もしくは公共用に供する土地または公益の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため」と定めております。

議員ご指摘のとおり、近年では、土地開発基金条例を廃止する自治体が増えてまいりました。その理由として、設置された当時は土地の高騰が続いておりまして、迅速な用地の先行取得が求められていましたが、近年の社会情勢におきましては、地価が継続的に下落傾向にあることから、用地を先行取得する有効性や必要性が低下していることや、財政難の中、基金をより有効に活用することが求められていることなどが考えられます。

以上のことから、本町におきましても土地開発基金についてはしっかりと検討してまいりたい、そのように思っております。

土地の寄附でございますが、住民の方からの土地や家屋等の寄附の申入れにつきましては、本町の施策遂行に必要なものでなければ寄附の受入れは基本的にはお断りをいたしていると

ころでございます。その大きな理由といたしましては、草刈りなどの維持管理費がかかることや、特に家屋においては状態によって解体する必要がある、そうすれば、大きな予算を伴うものでございまして、受入れは難しいものと考えているところでございます。

寄附内容について、周辺環境等を踏まえてしっかりと検討し、将来的に町民の福祉や防災等に役立つのであれば、これまでどおり寄附についても受けさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

入江康仁議長

町長、ここ「以降」と「以前」は違うので、ここ「以前」と言っています。

尾上壽一町長

「以前」です。

入江康仁議長

「以降」じゃないですか。

尾上壽一町長

間違っている。すみません。

「以前」です。

入江康仁議長

太田議員。

9番 太田哲生議員

この前、本を読んでいたら、議員研修誌の月刊誌の12月号、これです、におきまして、「空き家対策の最前線」という特集が記載されています。空き家対策は、全国的な問題であります。また、空き家対策は、町行政にとりまして非常に重要なことでもあります。紀北町としましては、空き家対策の先進的な町になっていただきたいと考えております。

そして、空き家の跡地の利用につきましては、将来的に町の発展に役立てていただきたいと考えております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。答弁は要りませんが、もしあれば言ってください。

入江康仁議長

答弁ありませんね。

尾上壽一町長

はい。

そのとおりでございます。

入江康仁議長

これで、太田哲生議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 47分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

次に、4番、岡村哲雄議員の発言を許します。

4番、岡村哲雄議員。

4番 岡村哲雄議員

それでは、議長の許可を得まして、12月議会の一般質問を行います。

本日举行う質問は、3点でございます。

1点目は、デジタルによる住民サービスの向上について、このデジタルというのは、スマートフォン等でございます。

2つ目は、孤立する高齢者や不安を抱える住民への支援について。

3つ目は、太陽光発電設備の設置規制について。

以上、3点でございます。

1点目に入りたいと思います。まず、デジタル活用について伺います。

私は、3月議会でも地域おこし協力隊や集落支援員が住民のデジタル活用に関われないか

と質問しました。町長は「全ては住民目線で、全ては住民とともに」をモットーにしております。そして、そういった理念を掲げながら、デジタルによる利便性向上を進めるという方針も出しております。

まず、お聞きします。このデジタルによる利便性向上を進めるこの真意といいますか、この施策の狙いについて町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

デジタルの推進を進めているわけですが、これからは、D Xの活用なくしては行政や住民へのサービスが不足してくるのではないかと考えているところでございます。

そういう中で、不便、不安、不利という言葉をよく使いますが、そういったものをカバーしていくのがデジタルでもある、そのように考えているところでございます。

そういった考えの下やっているわけですが、住民に対しては、今のようなこと、行政に対してはこれから人口減少とともに、職員の減少も始まります。こういった部分をD X、I C Tを活用して、住民の皆さんにご不便をおかけしないように、そのようにやっていくことが必要だと考えております。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

今の答弁を受けまして、私は、この施策の狙いは、大きく分けて2つあると思っております。

1つは、今、町長言われたように人口減少で職員が減る中、役場に来なくても手続ができるようにする、オンライン化するような、職員が減る中サービスの水準を保っていきたい。そのためにはD Xを活用するというのが一つの狙いだと思います。

もう一つは、そういった狙いを実現するためには、住民自身がスマホとパソコンもありますけれども、スマホとして今日は言わせてもらいますけれども、スマホを使いこなし、生活を豊かにする力を身につけること、これが大事だと思っております。

そこで、伺います。これまで住民のデジタル活用能力向上のため、町は何をしてきたのか。そして、今後何を進めていくのか。ご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民のデジタル活用能力の向上、特にデジタルデバイド対策といたしましては、スマートフォン活用支援について行っているところでございます。これまで総務省のデジタル活用支援推進事業を活用いたしまして、町内各地でのスマートフォン教室を実施してまいりました。それから、スマートフォン教室の内容や場所を変えながら、試行錯誤を続けておりますが、参加者の数については、伸び悩んでいるところでございます。

そういうことから、教室型の支援だけでは、特に難しい部分もあろうかということで、新たなアプローチとして、東京大学のフィールドスタディ型政策協働プログラムを活用しているところでございます。本プログラムでは、実際に大学生が本町に入りまして、高齢者へのヒアリングを通じて、なぜ教室への参加が進まないのか、どのような支援があれば、スマートフォンを活用して電子申請等を利用しようと思うのかといった住民の心理や阻害要因の分析を行っていただきます。

入江康仁議長

岡村哲雄議員。

4 番 岡村哲雄議員

今、スマホ教室を開いているという話もありましたけれども、それに関連して、もう一度質問したいと思いますけれども、全国では、今町長言われたとおり、国の推進もあり、身近な人が身近な場所で教える、スマホ支援員の仕組みが広がっております。

実は先日、大手キャリア主催で役場の企画課とか、あるいは社協が関わって、スマホ活用支援員養成講習というのをやりました、これですけれども。私も参加させてもらいました。

これは、スマホ活用支援員を地域で育てて、そういった方で地域に広げていただいて、住民の活用能力を育てていこうと、それ一つの講座でございます。だから、支援員を養成する、そういったコースでございます。私もそれに参加させてもらいました。

参加した感想です。ああ、これだと思いました。これなら地域でもっとこの講習を進めて、そういった方を養成すべきじゃないかなと思いました。

そこで、再質問しますけれども、地域ごとに、地域ごとというのは赤羽地区とか、島勝地区、そういった地域ごとにスマホ活用支援員を育成し、地元の人ですね、地元のスマホ活用支援員を育成し、公民館などで定期的に相談できる体制とか、あるいは町として強化する、そういった考えはないでしょうか。よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地域ごとというんですか、全体的にそういう支援員が広がっていただくことがありがたいなと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

町も現在、スマホ教室で、スマホ相談会ってやっております。これは、よく知っておりますけれども、ただ、スマホ相談会に、町長言われたように、参加人数がちょっと少ないという話もございます。これは、講習会を開いただけでは、困っている人の支援には届かないことがあるんですね。一人では行けない、行くことができない、聞くのが恥ずかしいとか、あること自体を知らない、あるいは何を聞いていいかわからない、そういったことが分からない人が結構いるわけです。

こうした方をどうやって見つける、どう支援につなげていくか、これが大事なんですね。ただ、教室を開いて来てくださいと待っているだけでは来ないんです。それは、むしろこちらから出かけていくべきじゃないかと思います。それは、地域の方が集まっていいただいて、仲良しでも結構です、仲よしの方が集まっていいただく。そこには、出前講座じゃないですけども、そういった形でやっていただくのが、大変ありがたいんだと思います。そういったことを、当然社協や見守りボランティアなどとも連携し、踏み込んだ取組をしていただきたいと思います。

それには、地域でスマホ活用の支援員をぜひやっていくべきだと思いますけれども、こういった養成講座、スマホ活用支援員養成講習、これを開く考えはございませんでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当から答弁いたさせます。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員も前回参加していただきましたスマホ活用の支援員の養成講座におきましては、業者のほう、企業のほうからトライアル事業としてやってみないかという話の中で、やらせていただきました。これを実際、町が育成講座として、町単独でこの講座をしたときには、かなり大きな費用がかかってくると思いますので、難しいのではないかと考えてございます。

現在も総務省のこのデジタル活用支援事業におきましては、スマートフォン講座の開催だけではなく、こういった人材育成というか、支援員養成講座も含めた国の事業としての動きがございまして、そちらを見据えながら、そういったものが出ましたら、そういった活動されている方に対して情報を提供させていただいて、意欲ある方々にそういった教室を受けられるような情報収集等連携はしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

今、課長から言われましたけれども、確かにこの講習の講座を開いたら、お金はかかるんですけれども、私は人々の助け合い、一つの助け合いだと思うんです。そういったことを醸成するためにも、あるいは、これから住民のスマホ等のデジタル活用の能力の底上げをするためにも、多少そういった費用も出してもいいんじゃないかと思っています。

国もこういったこと支援を進めておりますので、大手キャリア、ドコモさんとか、auさんとか、ソフトバンクさんはこういった準備があるんです。それをやれば、やっていただければと思います。

問題は、そういった養成講座をつくっても、本当に住民が勉強してくれて、その支援要員になれるかどうか、なる人がどれだけ希望者がいるかということなんですけれども、私、こういった養成講座、例えばスマホの分からない方が聞かれて、そこに駆けつけて、お話しできるのは、私は、ひょっとして私みたいな年寄りではなくて、若い方、むしろ高校生や中学生でも教える能力あると思うんですよ。それは、そういったボランティアといいますか、講座ですので、中学生や高校生、若い人、そういった人も対象に、当然年寄りでも意欲ある人はやってもらったらいいいんですけれども、そういったことで広げていけば、もっとデジタル活用の能力も上がりまして、役場でやりますと、フロントヤード今やっていますけれども、ああいったことも活用してみたいなという方が出るんじゃないかなと思います。ぜひやって

いただきたいなと思っています。

今後検討していただきたいと思いますが、できたら、モデル地区からでも始める気はないでしょうか。全部に広げなくてもいいですよ。例えば島勝地区なり、赤羽地区なり、そういった地区で1回やってみよう。それには養成講座ではなくても、役場の方でも結構です。そういったことで、モデル地区でもやる気はないでしょうか。

以上、よろしく。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういう原因の、なぜかということをお東大の学生たちにもお願いして、やっておりますので、そういう分析の後に、どういう活動の在り方がいいのか、今も講座自体はやっているわけなんですから、そこからどう発展させるかという話になってきますので、それは、今後東大の学生たちとも話しながら、行っていきたいと思っています。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

今の東大の話が出ましたもので、そこに移したいと思っています。

今、お話しがありましたように、東京大学の学生が住民のデジタル活用推進に関わると思いますか、そういった地域課題に取り組んでいる、今、聞きました。その状況を、今どういう状況なのか、お聞かせ願いたいと思うんですけれども。よろしく願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

議員の質問にお答えをさせていただきます。

東京大学の学生さんの活動状況におきまして、こちらにありますが、単なる学習活動ではなく、高齢者のデジタル対策を本町の課題解決として地域に入り込んで活動をしていただい

ているという状況になります。本当にこの地域に入り込んで高齢者のヒアリングや電子申請を行わない理由、そして、さらには、そういったいろいろな情報を蓄積したものから、根拠のある提案をいただいて、町長が先ほど申し上げましたように、今後のデジタル施策を進める中での施策に反映をしていきたいと考えております。

以上です。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

まだその課題解決のプロジェクトといえますか、その取組の途中だと思いますけれども、現時点で何か成果というか、何か出ていますか、状況。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、今まだ活動の途中となっておりまして、活動の状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。

今、9月と12月にそれぞれ4日間ずつ当町のほうに学生の方4人来ていただいて、町内に入っているいろいろな方とお話をさせていただいております。

1回目の9月におきましては、高齢者の活動をされている団体のほうに、3団体に入らせていただきまして、約60人ぐらいの高齢者の方に聞き取りをさせていただいております。また、全体的にいろいろな方ということで、健康センターのほうにもお邪魔をさせていただきまして、そちらでも20人から30人の方に聞き取りをさせていただいております。

12月に来ていただいたときには、こちらは、同じく高齢者団体は2団体にはなりますが、あと、今現在教室型でやっております国の支援を受けました町がやっておりますスマホ教室のほうにも入らせていただいて、今の現状の分析をさせていただいております。

あと、一回地域の高齢者の方に集まらせていただいて、その学生さんたちが考えた状況の中でのスマートフォン教室のほうも実施をさせていただいて、反応を見ていただいているというような状況になりますので、これを踏まえて、いろいろな提案をいただく予定になってございます。

以上です。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

東京大学の学生が来ていただいて、地域課題に取り組んでいただく。これは大変ありがたいことだと思っております。

関連して聞くんですけども、東京大学生以外も、例えば立教大学とか、福知山大学ですか、いろいろなところからいろいろな課題解決のために当町内に研修に来ていると思いますけれども、こういったものがあるのかということと、もし何かこれはといった成果がございましたら、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうからよろしいですか。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

お答えをさせていただきます。

現在移住を見据えた関係人口づくりということで、大学生の方と連携事業、企画課分として連携をさせていただいている部分についてお答えをさせていただきます。

首都圏では3大学、関西圏では1大学、県内では2大学の大学との連携をさせていただいております。大まかなものを申し上げます。

首都圏のほうの大学になりますが、立教大学のほうといたしましては、令和6年度、7年度におきまして、インターン生の受入れをさせていただいております。あと、首都圏のほうで芝浦工業大学のほうの連携におきましては、東京で開催を今年させていただきました20周年の事業におきまして、会場のデザインであつたりとか、後半といたしまして、銚子川の水のデザインであつたりとか、ふるさと納税に関わるデザインのほうをお願いして、商品のブラッシュアップをお願いできたらと考えてございます。それとあと、首都圏におきましては、東京大学は先ほど述べさせていただいた状況で、デジタル対策のほうをやっております。

あと、関西圏になりますと、先ほど議員がおっしゃっていただきました福知山公立大学の

ほうと連携をさせていただいて、学生さんが紀北町に赴きまして、フィールド活動として地域の企業さんや地域課題を把握しながら、活性化に向けての提案をいただくような事業をさせていただいております。

あと、県内は2大学になりますが、四日市大学さんとは、地域の企業さんと連携をさせていただいて、地域内の商品を使った商品開発をしていただいておりますほか、三重大学さんのほうは、尾鷲高校さん、尾鷲市さんと連携をしながら、一緒に高校生のまちいくを実施させていただいて、地域で活躍できる人材育成、またはシビックプライドの養成などを行わせていただいております。

成果としては、立教大学さん、令和6年度、7年度からインターン生の受入れをさせていただいておりますが、その中で、地域に思いのある学生さんを立教大学のほうに特別指定校推薦枠ということで進学をさせていただいて、そこで就職に当たって、地元へ帰るような、大学ではいろいろな地域の課題解決のプログラムを受けていただいて、最終的には、地域へ帰るような人材管理プロジェクトを今年度始めさせていただいた形となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今、大学6つぐらいと連携していろいろな課題に取り組んでいる。今聞きまして、その中で、立教大学、特別推薦枠できたという、私、昔、尾鷲高校の教員もやっておりましたので、この特別推薦枠というのは推薦のたまものございまして、非常に魅力的だと思います。大変すごいなと思っております。ぜひこの特別推薦枠を使いまして、地域の有望な人材が育つよう望んでおります。よろしくお願いします。

それでは、今のことに関連しまして、1つだけ、お願いといいますか、質問の形でさせてもらいたいと思いますけれども、地域のデジタル活用能力を上げるために、地域のボランティアとかいろいろなやってみたいという方が結構いるんですね。結構いるんですけれども、養成講座もそうなんですけれども、今、地域おこし協力隊というのは企画課を中心にいろいろところで、いろいろなミッションで活躍されていると思うんですけれども、私は、デジタル活用能力を上げるための要員といいますか、あるいはボランティアとか養成講座の支援員ができた場合に、そういったことに相談に乗れる方、そういった人材を地域おこし協力隊で募集できないのかと思っております。

多分スマホ活用、あるいはパソコン活用、そういった活用能力のある若い方でしたら、都会にはたくさんいると思います。だから、地域おこし協力隊を募集しても応募は結構あるんじゃないかと思っています。そういった方がおりますと、地元の方たちも、ドコモとかa uとかそういった大手キャリアへ行くだけではなくて、相談もできたり、いろいろなボランティア活動をするときも相談もできますので、そういった地域おこし協力隊を募集というか、そういった任務を持った地域おこし協力隊を募集していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか、これにつきまして。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

協力隊と同じような国の制度で、地域活性化起業人制度というのがございます。今、紀北町にも来ていただいておりますので、そういったことからして、今後、町全体のDX政策について助言や協力を求める起業人を求めようとしております。

そういうことから、その方たちに、さっきの支援員の方のフォローもしていただいたりもできるような体制をつくっていったらということで、担当と話をしているところです。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

今の答弁を聞きまして、心強いな、期待できるなとちょっとは思っております。

DXの起業人の分野ではなくても、一般の地域おこし協力隊でいいので、できましたら、そういった人材を何とか確保していただきたい。地域おこし協力隊は、尾鷲は複数おります、2桁おりますけれども、うちはまだ2桁おりませんけれども、国が結構力を入れておりますし、あまり町としてもそんなに大きな負担もかかりません。費用の負担ですよ、人材の負担はかかるとは思いますけれども、費用の負担はかかりませんので、ぜひ積極的に募っていただきたいなと思っています。

2つ目の質問に入りたいと思います。

孤立支援について、孤立する高齢者や不安を抱える住民への支援ですが、実は、今年だと思っておりますけれども、私の相賀の町内で、誰にもみとられずに亡くなられた方がございました。いわゆる、孤立死ですか、そういった方がございました。昔の私が小さい頃では考えられないことでした。それぐらい社会から隔離されているといいますか、疎遠にされている方、

最近多いんですね。多くなっております。

町には、この高齢化の進展に伴い、なおかつ物価高もありまして、生活困窮されておる方、あるいはひきこもりの方、あるいは認知といえますか、身寄りのないご高齢者等、支援を必要とする人は確実に増えています。

私が子供の頃は、お互いさまの掛け声で、ご近所での食べ物の融通だとか、あるいは私の家、風呂がなかったんですね、もらい湯ですね、隣の家のもらい湯、そういった助け合い、あるいは昔は結婚式、あるいは葬儀、そういったものを近所で助け合っておりました。そういったお互いさまの心が日常的にありました。

物が豊かになった現在は、この助け合いの心が希薄になっている一方で、日々の暮らしに困っている方や社会的つながりから孤立し、生きることには不安を抱えている人がかなり増えております。そこで、そういった人々への見守り活動に絞って伺います。

この町には、困っている人を支えたいボランティア精神の旺盛な方が結構おります。一方、助けてほしいという方々もかなりおります。助けてほしいけれども、声上げられない、そういった方が結構おります。そのような人々を助けたい方、あるいは助けてもらいたい方、そのような人が壁がなくスムーズに流れるように、そういった心をつなぎとめる、つなぐ仕組みをつくるのが行政であり、社協であると思っております。

社協でもいろいろなボランティア活動とか、そういったものに力を入れています。行政は行政で力を入れています。そういった支えたい方、支えてもらいたい方をつなぐパイプのような、あるいは仕組み、そういったものを構築するのが、行政の役割だと思っております。

そこで、質問ですけれども、孤立している高齢者などに対し、町は今どのような支援を行っているのか。あるいは、どのような見守り施策を今後考えていこうとしているのか、この点につきまして質問いたします。よろしくどうぞ。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活するために、独居の高齢者等孤立しがちな高齢者の不安を少しでもなくしていくために、町では様々な支援を行っているところでございます。

直接的な介護が必要な方については、ヘルパー派遣やデイサービス等の介護サービス等を利用していただければ、定期的な見守りにつながると思います。

介護サービス等の公的サービスにつながらない、地域社会との交流をしていない方への支援が課題であるとも感じております。しかし、町が実施したり地域の中で活用できる取組もたくさんございます。例えば高齢者を見守るサービスでは、緊急通報装置の設置、配食サービスがあります。

また、地域社会との交流促進といたしましては、これが大事なことになってくると思うんですが、集会所等で行っている通いの場や、eスポーツ、脳かつ教室、生涯学習講座、いきいきクラブへの参加等を積極的にしていただくのもいいのではないかと考えております。

また、見守りに関しましては、民間のサービスもありますし、オレンジリングのようなそういう制度もございますので、複合的に利用していただくことがいいのではないかと考えております。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

いろいろな施策はやっておられることは分かっています。ただ、それを利用できない方も中にはおります、いろいろな意味で。町はそういった手だてを考えていると、こういったことをやっています、どうぞ、どうぞと言っていますけれども、それに飛びつかない方も中にはおります。

今、町長言われたことで1つだけ質問したいと思うんですけれども、町が行っています、福祉保健課かな、緊急通報装置とか、電話の見守りサービスとかやっておると聞いたんですけれども、内容はどのようなものでしょうか。お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課のほうから答弁いたします。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

緊急通報装置につきましては、高齢者の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、町内に住所を有するおおむね65歳以上の独り暮らしで継続して安否の確認を必要とする方、疾病等を原因として突発的な事故の発生するおそれのある方などに設置をしております。

ます。緊急ボタンを押すと、委託先の業者につながり、通話や相談ができます。また、緊急の場合は、救急車の要請や協力員の方に確認要請をします。また、月2回の安否確認と健康状態の確認のための連絡を業者のほうからさせていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

今、安否確認を月2回と言われたと思うんですけども、たしかこれは固定電話だったと思うんですけども、いかがですか。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

議員おっしゃられたとおり、固定電話でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

なぜ固定電話に制約されているのかということとは分からないんですけども、私が心配しているのは、これはこれで役に立っていると思いますし、これを使っている方の感想も聞きました。それなりにいいと聞いておりますけれども、ただ、固定電話、NTTの関係者に聞きますと、5年後になくなるという話もあるんです。

今、高齢の方もスマホを持っている方も結構いるんです。ガラケーも今のうちになくなると思いますし、最後はスマートフォンになる可能性もありますが、今の緊急通報装置はスマートフォンでは使えないかということと、それから、使えないとすれば、5年後、固定電話がなくなったときにはどうされるのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

人の開発とか、そういうのをお任せするわけではないんですが、固定電話でこのサービスを行っている会社は、仕事ですよ。ですから、それに代わるものがそういうふうにあるのであれば、そういう転換に図っていくと思うんですよ。それで、民間ではそういったサービ

スもあると思います。そういういろいろな組み合わせをして、また、そういう固定電話が廃止になったら、そういうサービスが恐らく生まれると私は思っているのです、そういうときに、町や国や県、町も乗り換える制度が出てくるのではないかと私は考えております。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

私は個人の考えですけれども、見守り活動、地域の方がスマホのLINEグループとか、あるいは+メッセージというアプリもあるんですけれども、大きなキャリアが開発した、そういうものを活用して、見守り活動を地域の方がやれるんじゃないかと。こういったボランティアの動きからいろいろな動きが今やろうと社協がしておるようでございますけれども、その社協の見守り活動をしようとしている動きというのは聞いたことございますか。お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろとやっていますけれども、基本的には介護保険などでもよく言われる地域包括ケアシステムですね、みんなで見守りながら、地域でそれぞれの人を育てていこう、暮らしを支えていこうという制度がございます。そういうものに基づいて社協とか、民生委員、それからボランティアの方など、やっていただいていますし、熱心なところでは、先ほど地域でのいろいろな活動を積極的に地域の人を巻き込んでやっている地域もございます。そういうものが広がればいいなと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

今言われたように、行政は見守りに関しましては、地域包括支援センターとか社協とか、あるいは地域のボランティアなどとの連携が必要だと思っております。

現在の包括や社協との連携状況と今後の方向性、こうやっていきたいということがございましたら、お答え願います。

尾上壽一町長

議長、担当から、現場の話なので。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

紀北町の生活支援体制整備事業において、地域の支え合いの仕組みを構築することを目的に、紀北町全体を対象とする第1層協議体というのがあるんですけども、そちらのほうで情報共有、意見交換、連携強化の役割を持つ会議を開催しています。参加者は、福祉保健課と広域連合、あと地域包括支援センターと社協の地域ささえ合い推進員ということで協議しております。前回の協議では、その中にささえ合いサポーターさんも入っていただいて、協議していただいたと確認しております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

分かりました。確かにそういったことも聞いたことがあります。

今、そんないろいろな動きがありますし、これからも地域の方をお互いさまという精神を醸成する場、お互いに支え合う、こういった雰囲気をつくるようにやっていただきたいと思いますし、そういった面に関しましては、ぜひ町は予算とか人材、あるいは広報の面で支援していただきたいと思います。

それでは、ちょっと早いようですけども、3つ目の太陽光発電の規制についてお話していただきたいと思います。

実は私、今年の初め、和歌山県を旅行したときに、すさみのほうを通りました、それで、大阪へ行ったんですけども、びっくりしたのは、あちら方面ではソーラー発電の施設が見えなかったんです、高速から。ところが、伊勢道路、こちらのほう三重県では結構ありました。何でかなと思いました。どうも県としてのソーラーに対する姿勢、条例とか、そういったものの違いがあるように思いました。規制で結構厳しいのは長野県と聞いておりますけれども、そういったことをお聞きしました。

また、本町では、前も言ったんですけども、三戸川のほうに行ったんですけども、あの途中、結構なソーラー発電がありました。町内のあちこちでもあります。先日は、上里地区でもソーラー発電ができるということで住民説明会もあったようです。そういったことで、太陽光パネルは、三重県はもちろんですけれども、本町でも大変目立ってきました。私は太陽光発電、いわゆるソーラー発電ですね、そのものを否定するわけではありません。むしろ

原発などの次の世代にリスクを残す施設に比べたら、再生エネルギーとしてのソーラー発電は有用なものだと考えております。

しかし、将来のソーラー発電所の廃棄問題や景観への悪影響などを考えると、無秩序な乱立は問題だと思っています。ちなみに、ソーラー発電所の施設の業者を調べますと、四国とか、愛知県とか県外の業者が多くて、僕、びっくりしました。県内の業者が多いと思っていましたけれども、県外が多いんですね。

ちなみに、町に落ちるお金は固定資産税ぐらいじゃないかなとは思っております。施設があったら、施設税とかそういうのは取っていません。取っていないはずだと思います。

私が心配していますのは、この前東紀州のごみ施設でもちょっと問題になりました。世界遺産のほうで煙突が問題になりましたけれども、私は銚子川とか熊野古道の周辺に、これで乱立すると、景観が損なわれることを危惧しております。廃棄のときも心配ですけれども、景観に悪影響を与えるんじゃないかと思います。

そこで、伺います。町が現在把握している設置状況や課題について、何かありましたら答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

太陽光発電について、設置状況等は恐らく私、後で担当課に答えていただきますけれども、具体的な部分までは分からないのではないかと思います。

ただ、太陽光発電、4年も5年も前から議員の質問にも答えて、これは将来的に廃棄とかそういったときに大変なことになるよということで、太陽光発電を議員と一緒に、国策なので、造りやすいような、それどころか、FIT制度で買取りをして、この制度自体も私も太陽光発電の発電したものを地域の住民に買い取らせる、この制度自体もあまりどうなのかなという考えを持っていまして、この議場ででも何度か太陽光発電について、私疑問を呈しました。一番の疑問は、太陽光発電が機能しなくなったときの廃棄物の問題です。そこら辺が大変心配ですよという話していました。

それと同時に、私、町村会でずっと50kW以下のものについても制限をかけるように、それで、県の50kWのガイドラインについても厳しくするよということをお願いしてきましたので、私も議員と同じような部分では、同じような課題、問題があると思っております。

それと、全体でどれぐらいあるかというのは、また担当のほうで答弁いたさせます。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

議員の質問にお答えをさせていただきます。

町内の太陽光発電施設につきましては、家庭や事業用の自家消費型に加えまして、農地や山林開発の許可を得た事業用の設備など様々なものが形態で多数設置されております。

現時点では、これらの設備につきまして、町全体として、全てを網羅的に把握はできてございません。

それと、先ほど議員がおっしゃっていただいた設置要綱も町にはございませんが、50kW以上の太陽光を設置する場合におきましては、三重県のガイドラインが定めておりますので、その基準をクリアしたものという形になってございます。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今日新聞を見ましたら、こういったメガソーラーの支援廃止というニュースが出ました。これは、今の高市首相が音頭を取ったのであると思いますけれども、大型のメガソーラーに対してのいわゆる補助金をなくそうということで、今まで補助金を出しているのも知りませんでしたけれども、やっておりました。

メガソーラーは環境に悪影響をもたらすことが多いと思いますので、これはこれでいいと思いますけれども、ただ、町の規制、実は町長もいろいろなところで、町村会で言われていると言いますけれども、僕は県の条例もしかり、県はあると言いましたけれども、多分和歌山よりちょっと弱いんじゃないかなと私は思っています。実際調べたわけじゃないですけども。様子を見ていたらそうだろうと思います。

町として、条例なり、規制強化なり、何らかの手だてをやってほしいということで、私は質問したんです、質問の趣旨。

それで、できましたら、全国の市町村を調べてもらいましたら、厳しいところもあります。アセスで全体でパンとやるところもありますし、あるいは禁止区域、あるいは抑制区域、そういうものをつくっているところもあります。

私は思っていますけれども、せめて抑制区域だけでもつくってもらえないかなと。熊野古

道周辺とか、あるいは観光施設の近く、観光施設から見える範囲内、民家の屋根のは別ですよ、業者がやる場所です。そういった抑制、地域指定、ゾーン指定、これをやっていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

国全体が今この太陽光発電についていろいろ疑問を呈しているわけなんです。三重県が10 k Wを超えたものに対して条例を制定するというので、今検討しておりますので、その条例をしっかりと見ていきたいと思っております。

これも町村会から50 k W以下のものについてのガイドラインなり、そういったものをつくっていただきたいということを何年も前から私は要請して、町村会の国・県への要望の中へ書かせていただいておりますので、県のガイドラインもぼちぼち表のほうに出てくるのではないかと思いますので、それを見極めてみたいと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

今の町長の話は、県の条例とか、そういったものを注視したいというような感じだったんですけれども、注視しているだけでは、条例を待っているだけでは、その間にも設置は進んでいきます。現に上里では住民説明会ありました。進んでおります。

私が言いますのは、少なくとも、何度も言いますが、銚子川や熊野古道周辺など守るべき場所、先に町で定めることはできないか、規制をかけることはできないか。まずは、禁止ではなくて、禁止までいくと、ちょっと結構厳しいと思いますので、抑制、区域を設けるのはどうかと。抑制区域って抑制とは何かといいますと、ハードルを高くするだけです。ハードルを高くする。例えば住民説明会が必ず必要とか、こういった申請書を出さないといけないとか、そういったハードルを高くする抑制区域、そのゾーンだけでも決めていただくことができないでしょうか。ご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

熊野古道などは、バッファゾーンとか、そういったもので、景観のことについてございま

す。県のほうも景観条例あるんですが、やはり国が進めている太陽光発電でございましたので、残土のときもお話したように、過重ななかなか規制は難しい部分がございますので、この県の今、事前にどういうことがしているかということは、10kW以下でも地域の説明会を行ったり、そういった条項もいろいろ入っていますので、先ほど申し上げたように、このガイドラインは、条例ではないですね、ガイドラインをどういうふうにつくっていくのかということをしかりと見極めていきたいと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

4 番 岡村哲雄議員

まだまだ言いたいですけれども、時間がないもので、まとめだけします。

今回の質問は、デジタル活用につきましては、高齢者の生活を豊かにし、行政効果を高めると思います。

2つ目の孤立支援は、お互いさまの思いやりの心を再構築したいということでございます。

3つ目のソーラー発電につきましては、将来に禍根を残さないようなルールづくりが必要、こういったことを訴えました。

今後、町と住民が協力し、持続可能な紀北町をつくるため、前向きな政策に期待して、質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

入江康仁議長

これで、岡村哲雄議員の質問を終わります。

なお、大西瑞香議員、ほか3人の質問者については、12月17日の本会議の日程といたします。

入江康仁議長

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 1 時 52分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 8 年 3 月 13 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻